

# 平成20年度会派勉強会資料

健康福祉部

## 目 次

(頁)

- 1 よこすか障害者福祉計画について ..... 1
- 2 よこすか高齢者保健福祉計画について ..... 4
- 3 後期高齢者医療制度について ..... 7
- 4 特定健診および特定保健指導について ..... 9
- 5 新型インフルエンザについて ..... 11
- 6 健康増進計画および食育推進計画の見直しについて ..... 12

# 1 よこすか障害者福祉計画について

## (1) 計画策定の背景

法令上、市町村は次の2つの計画を策定しなければならない。

- ① 市町村障害者計画（障害者基本法第9条第3項）  
⇒主に障害者施策の基本理念と施策の方向性を定める。  
⇒平成20年度で計画期間が終了するため、見直しを行う。
- ② 市町村障害福祉計画（障害者自立支援法第88条第1項）  
⇒主に数値目標と障害福祉サービスなどの見込量を定める。  
⇒平成20年度で計画期間が終了するため、見直しを行う。

## (2) 計画の視点

障害者が「自らの意思により住み慣れた地域で普通の生活を営めることができる社会の実現」という観点から検討している。

## (3) 計画の概要

上記 ① 市町村障害者計画と、② 市町村障害福祉計画を1つとした「よこすか障害者福祉計画」を策定する。

- |                       |   |                         |
|-----------------------|---|-------------------------|
| ① 計画の基本方針             | } | 市町村障害者計画<br>(障害者基本法)    |
| ② 障害者をとりまく現状分析        |   |                         |
| ③ 障害者施策の課題および施策の方向性   |   |                         |
| ④ 重点施策                |   |                         |
| ⑤ 数値目標と障害福祉サービスなどの見込量 |   | 市町村障害福祉計画<br>(障害者自立支援法) |

## (4) 計画の期間

- ① 市町村障害者計画（第3期）：平成21年度から26年度までの6か年計画
- ② 市町村障害福祉計画（第2期）：平成21年度から23年度までの3か年計画

但し、「市町村障害福祉計画（第2期）」については、現行の計画において、既に平成23年度までを見据えた計画が策定されているため、今回の計画策定においては、現計画の一部見直しを行う。

**(5) 計画の策定方法**

平成 20 年 2 月 5 日に横須賀市社会福祉審議会に諮問し、同審議会障害者福祉専門分科会に「障害者福祉計画等検討部会」を設置し、当該検討部会において具体的検討作業を行う。

**(6) 現在までの検討内容**

- |       |          |   |
|-------|----------|---|
| 第 1 回 | 4 月 21 日 | 障害者福祉計画の策定の主旨と日程                            |
| 第 2 回 | 5 月 29 日 | 計画策定の基本的考え方について<br>障害当事者アンケート調査内容の検討        |
| 第 3 回 | 6 月 24 日 | 障害当事者を含む市民と委員の意見交換会を実施<br>障害当事者アンケート調査内容の検討 |
| 第 4 回 | 7 月 29 日 | 数値目標と障害福祉サービスなどの見込量について                     |

### 障害者福祉計画等検討部会スケジュール

	平成20年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検討部会の開催	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回		
アンケート調査内容確定												
アンケート調査（期間は約3週間）の実施・分析												
検討部会委員と障害者等との意見交換会 （第3回検討部会と同日開催）												
中間案作成												
中間案確定												
障害者福祉専門分科会に中間案報告												
パブリックコメント（期間3週間）												
最終案確定												
最終案確認												
社会福祉審議会への答申												
企画調整会議												
議会報告・市民公表												

※意見交換会は第3回検討部会の中で開催(意見交換会の後、検討部会を30分程度開催予定)

※第7回までに中間案を確定、社会福祉審議会に諮った上で、パブリックコメントを実施

※第9回までに、パブリックコメントの結果を踏まえた最終案を作成

※第10回に最終案を確認、社会福祉審議会に答申

## 2 よこすか高齢者保健福祉計画について

### (1) 計画策定の背景

法令上、市町村は次の2つの計画を一体のものとして策定しなければならない。

- ① 市町村介護保険事業計画（介護保険法第117条第1項）  
⇒主に介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する事項を定める。
- ② 市町村老人福祉計画（老人福祉法第20条の8第1項）  
⇒主に老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する事項を定める。

### (2) 計画の期間

よこすか高齢者保健福祉計画（第4期）として平成21年度から23年度までの3か年の計画を策定する。

また、今年度策定する計画は、平成26年度に至るまでの中間段階の計画として位置づけられる。

### (3) 計画の策定方法

横須賀市社会福祉審議会の福祉専門分科会において具体的検討作業を行う。

### (4) 計画における施策の方向性

計画の策定にあたっては、横須賀市における現状と課題を踏まえ、以下の観点に重点をおいて施策を推進する。

- ① 健康づくり・介護予防の推進  
高齢者が生き生きと暮らすためには、できる限り自分の力で生活をする必要がある。そのため、できるだけ介護を要する状態となることを防ぎ、心身の状況を維持し続けるための取り組みを推進する。
- ② 地域福祉の推進と地域包括ケアの充実  
高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすため、総合的な相談支援やサービスを提供する。また、地域社会全体で高齢者を支え合い、自立を支援する仕組みや、高齢者が自らの能力を活かし、地域社会に積極的に参加し、高齢者相互で助け合える仕組みを構築する。

③ 認知症対策と権利擁護支援

今後も増加することが見込まれる認知症高齢者が、尊厳を保ちながら穏やかな生活を送ることができ、家族も安心して社会生活を営むことができるような仕組みを構築する。

また、高齢者への虐待を防止するための対策も実施していく。

④ 適正な介護保険の運営とサービスの質向上（給付の適正化含む）

介護保険に関する情報の公表などにより、適正な介護保険の運営に努める。

また、介護給付等のサービス提供が、真に要介護者等の自立支援に資するなど、より質の高いサービスの提供をめざす。

(5) 現在までの検討内容

- |     |       |                           |
|-----|-------|---------------------------|
| 第1回 | 5月22日 | 高齢者の現状及び国の動向等の説明・意見交換     |
| 第2回 | 6月26日 | 計画の基本理念等の検討               |
| 第3回 | 7月24日 | 今後の高齢者の状況・介護サービス量の見込み等の検討 |

## 高齢者保健福祉計画検討スケジュール

	平成19年度		平成20年度											
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検討会の開催				1回	2回	3回	4回	5回	6回			7回		
アンケート調査の報告														
中間案作成														
中間案確定（社会福祉審議会）									中間案					
パブリックコメント（期間3週間）														
最終案確定														
最終案確認														
社会福祉審議会への答申														
企画調整会議														
議会報告・市民公表														

※第5回までに中間案を作成、社会福祉審議会に諮った上で、パブリックコメントを実施  
 ※第7回までにパブリックコメントの結果を踏まえた最終案を作成し、社会福祉審議会に答申



### 3 後期高齢者医療制度について

#### (1) 加入者の状況

横須賀市の被保険者数（平成 20 年 4 月 1 日現在）	43,377 人
＜内訳＞ア 75 歳以上の人	42,382 人
イ 65 歳～74 歳で障害のある人	995 人
※ 障害者の内、加入辞退した人	231 人
（辞退理由：選択制により、保険料比較のため）	

#### (2) 制度施行時の状況

##### ① 被保険者証の一斉送付（平成 20 年 3 月）

ア 制度開始時（4 月 1 日）までに被保険者証が未着の人  
横須賀市 199 人

##### イ 横須賀市の対応

電話、現地調査などにより、6 月末には全件について状況把握

##### ② 医療機関窓口での被保険者証の確認

被保険者証の不携帯などにより、医療機関からの問い合わせに対して、電話で被保険者番号などの情報を提供することとした。

##### ③ 市民からの問い合わせ

ア 制度施行時（4～5 月、1 日平均 電話 300 件、窓口 50 件）

＜内容＞保険料の計算方法、年金天引きの無い理由、家族の国保保険料の額、保険証が未着、届いた保険証の紛失

イ 保険料決定通知書（確定）の送付時（7 月、1 日平均 約 300 件）

＜内容＞保険料額の計算方法、納入方法の選択、口座振替など

##### ④ 市民対応の組織体制

課の全職員が課内の全電話機（22 台）で対応し、問い合わせ内容により、連絡票を活用、担当班から回答するシステムをとった。

#### (3) 保険料の賦課状況

平成 20 年 7 月 1 日現在の状況

① 対象人数 44,003 人

② 賦課総額 約 34 億 8,000 万円

※ 上記の内、年金天引きの状況（再掲）

ア 対象人数 31,758 人

イ 賦課額 約 26 億円

(4) 国の緊急特別対策(平成 20 年 6 月 12 日付)

① 平成 20 年度の保険料負担の軽減《財源は、全額国庫負担で賄う》

ア 均等割額の軽減拡充(7割軽減→8.5割軽減)

＜対象者・影響額＞

県域	約 18 万 9,000 人	約 11 億 8,000 万円
横須賀市	約 1 万 2,500 人	約 7,800 万円

イ 所得割額の軽減拡充(一定所得以下の人→5割軽減)

＜対象者・影響額＞

県域	約 4 万 5,000 人	約 4 億 7,000 万円
横須賀市	約 2,600 人	約 2,700 万円

② 保険料の納付方法を拡大

年金天引きの方法から、次の場合、希望により口座振替の方法も可能となった。

ア 過去 2 年間の国保保険料を、滞納なく納付した実績がある人

イ 連帯納付義務者(世帯主、配偶者)がいて、年金収入 180 万円未満の人

ウ その他、市町村が認めた場合

③ その他の特別措置

ア 後期高齢者終末期相談支援料(新設の診療報酬)の凍結

イ 資格証明書の運用の見直し(悪質な場合に限定して適用など)

(5) 制度に関する広報活動

① 出前トークの実施(平成 20 年 8 月 3 日現在)

ア 平成 20 年 4 月 1 日以前 25 件(対象者 約 756 人)

イ 同 4 月 1 日以後 34 件(対象者 約 1,191 人)

※ 対象団体は、市連合町内会会議、市民生委員・児童委員協議会、市老人クラブ連合会、各町内会・自治会、各地区社会福祉協議会

② 広報よこすかへの記事掲載

平成 19 年 9 月号～平成 20 年 7 月号まで計 9 回、制度概要や個別情報等に関する記事を掲載。

③ ダイレクトメール<加入者全員へ>

ア 平成 20 年 1 月：制度概要のチラシ

イ 同 3 月：広域連合発行の小冊子(被保険者証送付時)

ウ 同 7 月：国特別対策のチラシ(保険料決定通知書送付時)

## 4 特定健診および特定保健指導について

### (1) 平成 20 年度の実施について

平成 20 年度から国保の特定健診等については、40 歳から 74 歳の加入者（本市では約 89,000 人）が対象となり、市（国保保険者として）が実施する。

### (2) 特定健診の実施方法について

#### ① 健診項目

ア 必須項目：問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、血液検査など

イ 詳細項目（医師の医学判断で実施）：心電図検査、眼底検査、貧血検査

ウ 追加項目（本市独自の検査）：尿酸、血清クレアチニン

#### ② 対象者

40 歳代および 50 歳代は 2 歳ごとに、60～74 歳までは 4 歳ごとに対象者を抽出

ア 実施計画人数 22,308 人

イ 受診券発送数 約 28,000 通

ウ 希望受付人数 5・6 月受付約 2,000 人（月平均 1,000 人）

③ 受診方法 受診券と被保険者証を健診機関窓口に提示

④ 自己負担 1,200 円（市民税非課税世帯の人は無料）

⑤ 実施場所 市内 145 か所、市外 1 か所、保健所健診センター 1 か所

⑥ 実施期間 受診券発行から平成 20 年 12 月末まで

⑦ 受診人数 医療機関 6 月分 127 人（主たる健診機関における人数）  
保健所健診センター 7 月分 169 人

### (3) 特定保健指導の実施方法について

#### ① 保健指導内容

ア 動機づけ支援：対象者に生活習慣の改善を指導・助言する。

イ 積極的支援：対象者に 3 ヶ月以上の継続的な指導を行う。

ウ 支援者：医師、保健師、管理栄養士、一定の経験を有する看護師

#### ② 対象者

特定健診の結果、生活習慣病の該当者および、その予備群と判断された人

ア 実施計画人数 動機づけ支援 329 人 積極的支援 202 人

③ 利用方法 利用券と被保険者証を健診機関窓口に提示  
利用券の発送は 9 月下旬頃を予定

- ④ 自己負担
  - ア 動機づけ支援 1,400 円
  - イ 積極的支援 2,700 円
  - ウ 市民税非課税世帯の人は無料
- ⑤ 実施場所 市内 60 か所の健診機関
- ⑥ 実施期間 利用券発行から平成 21 年 3 月末まで

(4) 特定健診・特定保健指導の今後の課題

① 生活習慣病予防の啓発

国保加入者にとって、生活習慣病の糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の発症や重症化を予防することは、自身の健康保持・増進、医療費増大の抑止という観点から重要なので、国保部門と衛生部門が連携しながら普及啓発を行うとともに、健診の効率的な実施体制を構築する。

② 特定健診の受診奨励

対象者に健診制度の大きな変化を十分周知するとともに、特定健診の受診を奨励し、特に未受診者への受診勧奨を積極的に行うなど、受診率の向上を図る。

③ さらに、平成 25 年度以降には特定健診等の受診率により、後期高齢者医療制度への支援金（保険者負担）が 10%の幅で加算・減算される予定である。

したがって、今後の特定健診等の実施においては、今年度の進捗状況を把握し、効率的な運営とともに目標達成に向けた取り組みを実施する。

(参考) 特定健診等実施計画

(単位：人)

平成年度	20 年度 健診 25% 指導 10%	21 年度 健診 35% 指導 20%	22 年度 健診 45% 指導 30%	23 年度 健診 55% 指導 40%	24 年度 健診 65% 指導 45%
特定健診	22,308	31,232	40,155	49,078	58,001
動機づけ支援	329	912	1,750	2,841	3,769
積極的支援	202	578	1,128	1,852	2,475
保健指導合計	531	1,490	2,878	4,693	6,244

(平成 18 年 11 月現在、40～74 歳の横須賀市国保加入者数 89,232 人)

## 5 新型インフルエンザについて

### (1) 新型インフルエンザとは

現在東南アジア等の諸国で発生している鳥インフルエンザは、「鳥から人」への感染でとどまっているが、このインフルエンザウイルスが変異して「人から人」への感染力を持つことにより、大流行を起こすことが危惧され、「いつ起こってもおかしくない状況」といわれている。

そのため、本年5月12日に感染症法が改正され、感染症の類型に「新型インフルエンザ等感染症」が加えられ、「外出自粛への協力」等が規定された。

### (2) これまでに実施した対策

#### ① 国の対策

国は、平成17年12月に「新型インフルエンザ対策行動」を策定し、インフルエンザの特効薬といわれるタミフルの備蓄やプレパンデミックワクチンの備蓄を進め、平成19年度末までに、タミフルを治療用1,050万人分、予防内服用300万人分の備蓄とプレパンデミックワクチン1,000万人分の備蓄をしている。

#### ② 県の対策

県も国が定めた「新型インフルエンザ対策行動」に基づき、タミフル71万6千人分、716万カプセルの備蓄を終了し、本年4月に副知事を座長とする「新型インフルエンザ対策会議」を設置した。

#### ③ 横須賀市の対策

本市でも、個人防護具の備蓄や、調査時の予防内服用のタミフルの備蓄、患者の搬送訓練を実施してきたが、本年度は、更に個人防護具1,000着、予防内服用タミフル100人分を購入する。

### (3) 今後の対策について

#### ① 発生時の対応組織について

新型インフルエンザ発生時においては、その発生状況に応じ、「横須賀市危機事案対処計画」に定められた事案レベルにより対応することとし、事務レベルで細部の対策を協議している。

#### ② 医療機関との連携

現在、市立市民病院で発生時の患者収容マニュアルを作成中であり、これと併行しながら、横須賀市医師会と連携し、市内12病院での対応、発熱外来設置に向けた協議を進める。

#### ③ 社会的対応の検討

新型インフルエンザ専門家会議が作成したガイドラインを基本に、家庭での準備や企業・職場での対応策を広報する。

## 6 健康増進計画および食育推進計画の見直しについて

### (1) 健康増進計画について

#### ① 見直しの理由

ア 平成 18 年 6 月に「医療制度改革関連法」が公布され、都道府県は平成 20 年度から 5 年ごとに「医療費適正化計画」を定めることとされた。(第 1 期計画の終期は平成 24 年度)

イ 「医療費適正化計画」は「健康増進計画」との調和が保たれたものとする必要があることから、県は既にある「神奈川県健康増進計画(かながわ健康プラン 21)」に新たにメタボリックシンドロームの概念を導入するなど目標項目と目標値の見直しを行い、計画の終期についても医療費適正化計画の終期に合わせ、平成 22 年度から平成 24 年度に改めた。

ウ これらの動きを受け、本市の「健康増進計画(よこすか元気アップ 21)」についても、国・県と歩調を合わせた形で見直しを行っていく。

#### ② 今後の予定

保健医療対策協議会での審議及びパブリックコメントを経て「健康増進計画(よこすか元気アップ 21)」の見直しを行い、平成 20 年度中に改定する。

### (2) 食育推進計画について

#### ① 見直しの理由

「食育推進計画(食育プランよこすか)」は平成 18 年 2 月に策定された本市の「健康増進計画」を受け、平成 19 年 4 月に策定された経過があり、「健康増進計画」の見直しに連動して改定する。